

例えば、ガイドヘルプで…



電車に乗って

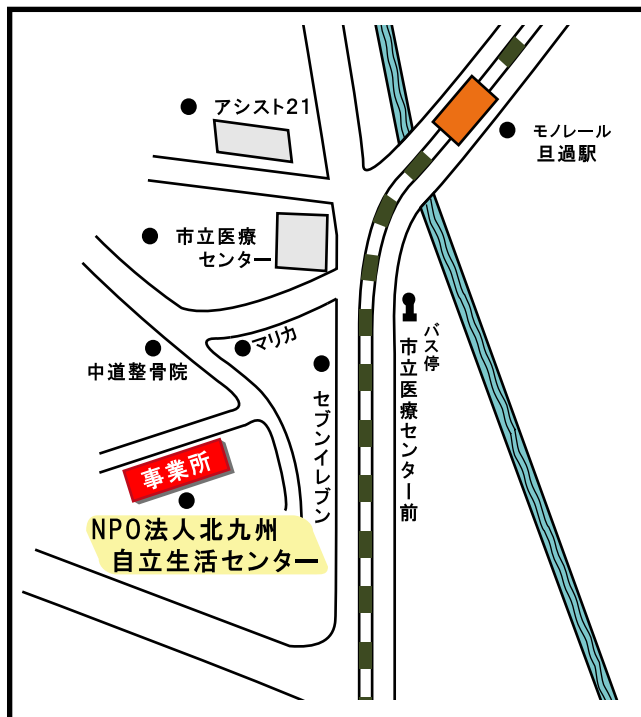


夜の街へも！

車いすを使う人が通う道には、やがて、スロープが、白杖を使う人の周りには声をかける人の関係ができてくるよ。障害がある人や年齢を重ねた人々は、誰もが安心して暮らせる社会づくりの案内人です。

# 介助事業所 GENKI

～アクセスマップ～



■事務所所在地  
〒802-0077  
北九州市小倉北区馬借2丁目5番19号  
池上ビル1F  
【事務所開所時間 9:30～17:30】  
【事務所定休日 日祝日】

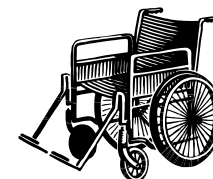
■連絡先  
TEL : 093-541-0137  
FAX : 093-541-5770  
E-mail ilckitakyushu@trad.ocn.ne.jp  
URL <http://ilckitakyushu.jimdo.com/>

■交通アクセス  
・西鉄バス  
市立医療センター前下車 電動車いすで1分  
(スロープ付きバスが運行中)  
・北九州モノレール  
旦過駅下車 電動車いすで10分

～充実した生活を共に支え合おう～

「暮らしのリズムは自分でつくりたい！」

あなたの生活を応援します



## 私たちの想い

誰でもが自分の人生の主演です。障害があっても食事、入浴、トイレなど基本的な生活行為や、情報を得る、外出をするといった社会生活上欠かせない行動を、自由に、気兼ねなく進めていけることを願って、1995年に「北九州自立生活センター」を設立しました。

自立生活センターは障害のある人が中心になって運営しますので、気持ちの通じるサービスと、障害者自身が持ち寄ってきた生活経験や情報を活かした事業を行う事ができます。

また2002年に「ホームヘルプ事業」を始めました。

私たちの目指す自立生活とは、なんでも自力で行っていくことはありません。夫々に必要なサポートを得ながら、自分の力を使い充実した生活をしていくことです。

自分勝手に生きることとも違い、社会の中で共に支えあって暮らして行けると、楽しく、素敵な自立した生き方だと考えています。

また「対等な関係づくり」も大切にします。事業を利用していただく方も、提供する側も、お互いに心豊かな生活を支えあう存在として出会い、向かい合えれば幸いです。

あなたもご参加ください。



# 介助事業所 GENKI

## サービス内容

【障害者自立支援法による】



### ・居宅介護

一般的なホームヘルプサービスです。  
(身体介護・家事援助・通院介護)

### ・重度訪問介護

長時間の介助を必要とする人のサービスです。

### ・移動支援

通院以外で外出時の移動と介助を必要とする人のサービスです。

### ・生活サポート

障害程度区分認定が非該当になった人のためのサービスです。

## サービス地域・提供時間

北九州市内全域

6:00~24:00

(※ 深夜のご希望はご相談ください)

## サービスの利用方法

まずは、ご連絡下されば、担当者がご自宅へ伺い、それぞれの手続きを制度に基づき、ご希望に沿ったサービス計画を立てヘルパーを派遣致します。

# 福祉の新しい時代です

2006年4月から障害者自立支援法が施行され、ホームヘルプサービスはこの法律に基づき実施されるようになりました。これは先の支援費制度で取り入れられた「利用契約」という仕組みを残しつつ、加えて、サービスの利用にあたっては障害程度区分の認定を受けることとなります。さらに所得に応じた利用者負担金がありますが、これらの新しい仕組みが障壁になることなく、必要な方には『介助支援』を利用していただき、少しでも快適な、自分らしい生活を送っていただければと願っています。

また、介護保険法に基づくサービスも変わってきていますが、まずは何でもおたずね、ご相談ください。



## ■ホームヘルプ・ガイドヘルプ についてのお問い合わせは

電話:(093)541-0137

FAX:(093)541-5770

メール: ilckitakyushu@trad.ocn.ne.jp